

議案第45号

教育行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令について

教育総務課

行政組織の変更に伴う、以下関係規程の整備に関する訓令を別紙のとおり
改正するものとする。

NO	区分	例規名称	制定年	種別番号	担当課
1	一部改正	千曲市教育長の権限に属する 事務処理規程	平成15年	教育委員会 訓令第1号	教育総務課
2	一部改正	千曲市教育委員会公印規程	平成15年	教育委員会 訓令第2号	教育総務課
3	一部改正	千曲市青少年問題等庁内連絡 会議規程	平成18年	教育委員会 訓令第3号	生涯学習課

令和7年3月26日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>千曲市教育長の権限に属する事務処理規程_他2規程</p>
<p>制定区分 (該当字句を ○で囲む)</p>	<p>新 規 一部改正 全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<p>令和7年度組織改編</p>
<p><u>提案理由</u></p> <p>令和7年度の組織改編に伴い改正が必要となる規程について、所要の改正を行うものです。 本案は、対象となる3規程を「整備規程」として一括改正します。</p>	

教育行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する訓令

(千曲市教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正)

第1条 千曲市教育長の権限に属する事務処理規程（平成15年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

第3条中「第26条第4項」を「第25条第4項」に改める。

第4条第1項中「教育部長」を「こども・教育部長」に改め、同条第2項中「次に掲げる事項」を「当該の課及び教育機関の所掌に係る使用料、手数料その他市の収入の徴収及び減免に関すること」に改め、同項各号を削る。

(千曲市教育委員会公印規程の一部改正)

第2条 千曲市教育委員会公印規程（平成15年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関」を「教育機関等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

公印	保管者	寸法・字体	ひな形
教育委員会印	教育総務課長	方24mm 古印体	長野県千曲市教育委員会印
教育委員会印（入学 校指定専用）	〃	方21mm 〃	千曲市教育委員会印 —— 入学校指定専用
教育長印	〃	〃	千曲市教育委員会教育長之印
教育長 職務代理者印	〃	〃	千曲市教育委員会教育長職務代理者之印
学校印	学校長	〃	千曲市立〇〇学校印
学校長印	〃	〃	千曲市立〇〇学校長之印
総合教育センター 印	総合教育セン ター所長	〃	千曲市総合教育センター印
総合教育センター 所長印	〃	〃	千曲市総合教育センター所長之印
少年育成センター 所長印	生涯学習課	方21mm 楷書体	千曲市少年育成センター 所長之印
公民館印	公民館長	〃	千曲市〇〇公民館印
公民館長印	〃	〃	千曲市〇〇公民館長之印

図書館印	図書館長	〃	千曲市立〇〇図書館印
図書館長印	〃	〃	千曲市立〇〇図書館長之印
教育委員会印（戸倉創造館専用）	創造館長	〃	千曲市教育委員会印 戸倉創造館専用
創造館印	創造館長	〃	千曲市戸倉創造館印
創造館長印	〃	〃	千曲市戸倉創造館長之印
給食センター所長印	給食センター所長	〃	千曲市〇〇学校給食センター所長之印
保育園長印	保育園長	方24mm 楷書体	千曲市立〇〇保育園長之印

（千曲市青少年問題等庁内連絡会議規程の一部改正）

第3条 千曲市青少年問題等庁内連絡会議規程（平成18年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

別表中「教育部長」を「こども・教育部長」に、「スポーツ振興課長」を「スポーツ課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。